≪パブリックコメント≫

奨学金制度の見直しについて

1　概要

本市の奨学金制度は、平成27年度の見直し以降、継続して運用しておりますが、この間、学生を取り巻く環境がめまぐるしく変化していることから、時勢に適った制度となるよう見直しを行うことが適当と判断しました。

つきましては、石狩市奨学金支給条例その他の規程の改正に向け、方針を定めたことから、石狩市市民の声を活かす条例に基づき、皆様のご意見をお伺いするものです。

2　見直し対象

≪奨学生の適格要件の見直し≫

現行規程において、本市の奨学金の支給を受ける者（以下「奨学生」といいます。）は、次の要件を満たす必要があります。

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する高等学校（専攻科及び別科を除く。）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）、特別支援学校の高等部（専攻科及び別科を除く。）若しくは高等専門学校（第１学年から第３学年までに限る。）又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第３号に規定する専修学校の高等課程で文部科学大臣が指定するものに在学していること。

(2)　学資に乏しいこと。

(3)　学業が優良で性行が善良であること。

(4)　生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている世帯に属していないこと。

そして、(3)については、次のような適用基準を設けています。

①　標準

最近３年間の学業成績によって、優秀な知能（又は技能）を有すると認められる者であること。

②　上記について注意すべき点は、次のとおりである。

ア　過去３年間の学業成績中特に最近２年間の分に重きをおくこと。

イ　過去３年間の学業成績の評定平均値が５段階評価で概ね 3.0 以上であること。

今般の見直し対象は、(3)と(4)とし、それぞれの見直しに係る方針を３で詳述します。

3 見直し内容

ⅰ）学業要件の見直し

近年、不登校児童生徒数は、右肩上がりで増加傾向にあり、本市も例外ではありません（右図）。

（単位：人）

	H29	H30	R1	R2
全国	144,031	164,528	181,272	196,127
全道	5,566	6,420	7,544	8,873
石狩市	104	114	135	168

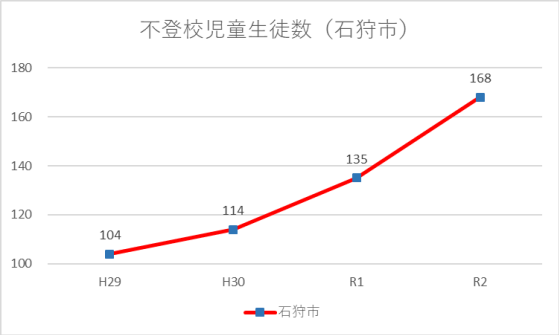

しかし、高等学校等への進学に向けて努力している学生がいるのも事実であり、このような学生への支援が望まれますが、現行の規程では、不登校等の困難を抱えていた学生は学業成績が低い評価となってしまい、学業要件に当てはまらないことから、当該学生について特別枠を設け、選定に係る特例的取扱いを新設することとします。具体的には、不登校その他の理由により、学業成績に係る評価機会が著しく制限されていたと認められる期間がある場合については、**①作文その他の方法により、その修学意欲を測る審査を新たに採り入れる**ほか、**②不登校等に係る期間における学業成績にかかわらず、不登校等ではない期間の学業成績に基づき審査を行う**ことが可能となるように基準を改正することで、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的とした学校教育を受けることの一助となるとともに、有用な人材の発掘・育成機会の拡充を図ります。

ⅱ）生活保護受給世帯への拡大

平成27年度の見直しにおいて、奨学生の適格要件から「生活保護受給世帯」を除外することとしましたが、昨今、将来の進学等を見据え、更なる学力向上を目指す場合には、“生業扶助”の範囲では賄いきれない費用が生ずることが想定されること、および、従前除外してきた生活保護受給世帯を奨学金制度の対象に加えることが社会的要請に適うものと判断しました。

4 パブリックコメント後の流れ

このパブリックコメントによる手続を経て、令和４年12月開催予定の石狩市議会に石狩市奨学金支給条例の改正案を提案するとともに、その他の規程についても今年度中の改正を予定しています（施行予定日：令和５年４月１日）。